



住所 可児市下恵土233番地の1

氏名 株式会社 橋本

代表取締役 橋本 和彦 様

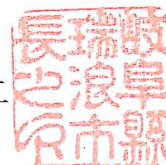
コピー厳禁

一般廃棄物収集運搬業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証明します。

平成30年2月15日

瑞浪市長 水野 光二



記

1 事業の範囲

取り扱う一般廃棄物の種類

- ① 事業系一般廃棄物（可燃物・不燃物）
- ② 特定家庭用機器廃棄物
- ③ 市が収集運搬しない一般廃棄物

2 許可期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

3 許可条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
- (2) 事業系一般廃棄物収集量報告書を毎月提出すること。
- (3) 毎年4月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における一般廃棄物の収集又は運搬について、一般廃棄物収集運搬業務報告書（様式第25号）を提出すること。